

令和8年2月2日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年2月9日(月)までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年1月16日(金)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年1月20日(火)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
令和元年以降の国会において、検察官の定員・欠員状況について答弁するために作成された想定問答集及び基礎資料
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
上記3について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得しておらず、保有しておりません。
つきましては、以上を踏まえ、請求を維持されるか別紙にて回答願います。
- 5 開示請求手数料について
上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件(ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。)、開示請求手数料は300円となります。
現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。
なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。

別紙

回答書

令和 年 月 日
氏名

令和8年2月2日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」について、以下のとおり、回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

本件開示請求を維持する（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

本件開示請求を取り下げる。